

0

0

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第1362号

印 刷 岡田印刷株式会社

# 平成14年6月7日金曜日 第1362号

# ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の	
許可申請の概要	743
介護機関の指定	744
介護機関(居宅介護事業者)の指定	744
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	745
介護機関(居宅介護事業者)の変更	745
介護機関(居宅介護支援事業者)の変更	746
介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出	746
介護機関(居宅介護支援事業者)の休止の届出	746
介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	746
土地改良区の定款変更の認可	747
市営土地改良事業の施行の同意	747
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	747
土地改良事業の工事完了の届出	747
県営土地改良事業の工事の完了	747
兼用工作物の管理の方法について	747
公有水面埋立工事のしゅん功認可	747
道路の区域変更(県道上猿田三島線)	748
道路の供用開始 ( " )	748
道路の区域変更(県道落合久万線)	748
道路の供用開始 ( " )	748
開発行為に関する工事の完了	749
都市計画事業の認可	749
公 告	
	7.40
パーソナルコンピュータの購入	/49
雑報	
宅地建物取引主任者資格試験の実施について	750
公示による通知	750

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

# 告 示

# ○愛媛県告示第1129号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名四国明治株式会社宇和島市伊吹町1530番地

取締役社長 滝井 完造 2 事業場の名称及び所在地 四国明治株式会社 宇和島市伊吹町1530番地

3 特定施設に関する事項

3 11元/地球に対する子グ			
特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第 188 号。)別表第 1 第 4 号 二湯煮 施設		
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり12 000袋処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後 2 日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
特定施設の使用時間間隔	間欠		
特定施設の1日当たりの使 用時間	10時間		
特定施設の使用の季節的変 動の概要	無し		
特定施設かれる	通常 60~80 最大 56~86 通常 5 最大 10 通常 1 最大 2 通常 1 0 最大 3 0		
汚水等の1日当たりの量	通常 35		
(単位 立方メートル)	最大 40		

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		6 D~8 D 5 8~8 6
	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大	50 80

_			
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	60
	っちミリグ ラム)	最大	90
	全窒素(単 位 1リッ	通常	3 D
	トルにつき ミリグラム)	最大	12 D
	全りん(単 しん(単 といこつき	通常	1.0
	ミリグラム )	最大	4.0
汚水等の1日	当たりの量	通常	550
(単位 立方	<b>ジ</b> メートル)	最大	600

備考 この他に、雨水排水口が3箇所ある。

# 規定により、介護機関を次のように指定した。 平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
介護老人保健施	医療法人 里 久 会	喜多郡五十崎町平岡13	平成
設 アンジュ		3	14 .2 <i>2</i> 8
介護老人保健施	医療法人社団	伊予三島市中之庄町39	平成
設 くりのみ館	栗整形外科病院	3番地 1	14 .4 .12
木 原 病 院	医療法人	今治市別宮町三丁目 7	平成
	聖 ル カ 会	番地の 8	14 .4 .1
菅 病 院	医療法人	今治市南日吉町二丁目	平成
	圭泉会 菅病院	3番21号	14 .5 .1

# ○愛媛県告示第1130号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の

# ○愛媛県告示第1131号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した

平成14年6月7日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
名	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人 里久会	喜多郡五十崎町平岡甲135 - 1	介護老人保健施設アンジュ	喜多郡五十崎町平岡甲133	平成14 . 2 . 28
有限会社 ひろ調剤薬局	松山市北斎院町928 - 2	有限会社ひろ調剤薬局 田窪駅前店	温泉郡重信町田窪2027	平成13.12. 1
医療法人 波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	平成13.12.1
日興建設株式会社	越智郡菊間町浜210番地 2	ニッコーケアサービス	越智郡菊間町浜210番地 2	平成14.3.15
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島市丸之内一丁目 1 番 7号	宇和島介護サービス	宇和島市恵美須町一丁目 6番18号	平成14.3.18
社会福祉法人 エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地 1	ヘルパーステーション玉泉	伊予郡松前町北川原33番地 1	平成14.3.18
有限会社 萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	新居浜市萩生130番地の57	平成14.3.1
株式会社 グリップ	今治市室屋町一丁目 2 番地 3	グリップ大西	越智郡大西町九王甲1520	平成14.4.1
社会福祉法人 長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町長浜甲480番 地の3	長浜町デイサービスセンタ 一指定通所介護事業所	喜多郡長浜町柴甲1402番地 3	平成14.4.1
社会福祉法人 陽成会	越智郡朝倉村朝倉下乙102 番 2	リーフガーデンあさくら	越智郡朝倉村朝倉下乙102 番地 2	平成14.4.10
合資会社 あい愛ライフ	伊予郡中山町出渕2番耕地 44の3	あい愛ライフ	伊予郡中山町出渕 2 番耕地 44の 3	平成14.5.1
有限会社 オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	デイサービスみどり	宇摩郡土居町上野2162番地 1	平成14.4.19

有限会社 別当	   宇和島市別当五丁目3番2   号	有限会社別当 ヘルパーこでまり	   宇和島市別当五丁目3番2   号	平成14.4.26
有限会社 コミュニティーハウス	北条市北条588番地 3	グループホーム・ コミュニティーハウス北条	北条市北条588番地 3	平成14.4.26
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番 9号	訪問看護ステーションたか つ	新居浜市高津町 3 番20号	平成14.5 .2
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部愛媛県 済生会	松山市大手町二丁目 6 番23 号	済生会今治訪問介護事業所 さいせい	今治市喜田村七丁目 2 番41 号	平成14.5.2
医療法人 サマリヤ会	伊予市米湊266番地 1	木村脳神経外科	伊予市米湊266番地 1	平成12.6.1
西海町	南宇和郡西海町船越1289番 地 1	西海町指定通所介護事業所	南宇和郡西海町樫月212番 1	平成14.5.1
医療法人 圭泉会 菅病院	今治市南日吉町二丁目 3 番 21号	营病院	今治市南日吉町二丁目 3 番 21号	平成14.5.1

# ○愛媛県告示第1132号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 ( 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 )	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 足 平 月 日
有限会社 萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	新居浜市萩生130番地の57	平成14.3 .1
医療法人 補天会	今治市米屋町三丁目 1 番地 15	医療法人補天会 光生病院	今治市室屋町三丁目 2 番地 10	平成14.4.1
医療法人 友和会	北宇和郡広見町近永1517番 地 3	指定居宅介護支援事業所た んぽぽ	北宇和郡広見町近永574番 地	平成14.4.12
社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町東小路甲58 番地 5	吉田町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	北宇和郡吉田町東小路甲58 番地 5	平成14.4.1
株式会社 青い鳥	新居浜市久保田町三丁目 9 番25号	指定居宅介護支援センター 青い鳥	新居浜市久保田町三丁目 9 番25号	平成14.4.15
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番 9号	指定居宅介護支援センター たかつ	新居浜市高津町 3 番20号	平成14.5. 2

# ○愛媛県告示第1133号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成14年6月7日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	发 美 牛 乃 口
(変更後) 介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3	(変更後) 介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3	平成14.2.1
(変更前) 介護機器のイトウ有限会社	号	(変更前) 介護機器のイトウ有限会社	号	十成14.2.1

# ○愛媛県告示第1134号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の名称及び 居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (居 宅 介護支援事業者)の	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	・ 変 更 年 月 日
名   表   表   日   の	所 在 地	名 称	所 在 地	
(変更後) 介護機器のイトウ株式会社	   今治市蒼社町二丁目2番3	(変更後) 介護機器のイトウ株式会社	」   今治市蒼社町二丁目2番3	Tr = 14 2 1
(変更前) 介護機器のイトウ有限会社	号	(変更前) 介護機器のイトウ有限会社	号 <sup>***</sup>	平成14.2.1

#### ○愛媛県告示第1135号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	休止に係る居宅介記	隻事業を行う事業所	休止年月日
介護事業者)の   名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	- 休止年月日
三崎町	西宇和郡三崎町三崎692番地	三崎町国民健康保険三崎診療所	西宇和郡三崎町三崎692番地	平成14.4.1

### ○愛媛県告示第1136号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護支援事業者)の	主たる事務所の	休止に係る居宅介護す	支援事業を行う事業所	- 休止年月日
名   表   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   方   表   表	所 在 地	名 称	所 在 地	
三崎町	西宇和郡三崎町三崎692番地	三崎町国民健康保険三崎診 療所	西宇和郡三崎町三崎692番地	平成14.4.1

# ○愛媛県告示第1137号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年6月7日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃 止 年 月 日		
名。新集有力的	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 平 月 日
国 延 益 弘	今治市地堀五丁目2-1	波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	平成13.11.30
株式会社 渦潮ウェルフェアーサービ ス	越智郡大西町九王甲1520	渦潮ウェルフェアーサービ ス	越智郡大西町九王甲1520	平成14.3.31

#### ○愛媛県告示第1138号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定 により、新居浜市治良丸土地改良区の定款の変更を認可した

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第1139号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業(ため池等整備事業・北谷地区)の施行に平成14年5月24日同意 した。

- 111, - 1, 11 - - 111, - 111 - - 111, - 111 - - 111, -

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# ○愛媛県告示第1140号

瀬戸町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大江地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい 排水)・大江地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年6月10日から7月5日まで

3 縦覧場所

瀬戸町役場

# ○愛媛県告示第1141号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第 113条の2第1項 の規定により、朝倉村から次のとおり土地改良事業の工事が 完了した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
土地改良総合整備事業	万丁地区	平成12年 3 月24日		

# ○愛媛県告示第1142号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	峠地区	平成14年3月19日

#### ○愛媛県告示第1143号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局丹原土木 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

二級河川新川水系内川

2 河川管理施設の名称又は種類 内川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

周桑郡丹原町大字池田1451番地 5 地先から同町大字願連 寺 377 番地 3 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所 道路管理者 丹原町 周桑郡丹原町大字池田1733番地1

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路 肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下 同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、 改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成14年6月7日から道路の存続する日まで

#### ○愛媛県告示第1144号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年6月7日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治造船株式会社

愛媛県今治市小浦町一丁目 4 番52号 代表者 代表取締役 檜垣俊幸 愛媛県今治市小浦町一丁目 2 番45号

2 埋立区域

(1) 位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち7番6地先公有水面

(2) 区域

次の⑦点から⑤点までを順次直線で結んだ線及び⑦点と⑤点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との

境界線(C.D.L.+331メートルにより決定)により囲まれた区域

基点(愛媛県西条市玉津字西鱶之洲 737 番地の30に設置された金属鋲)は、北緯33度56分03 59840秒、東経 1 33度11分30 52448秒の地点

- ⑦点は、基点から18度10分 1,183 840 メートルの地点
- ⑥点は、⑦点から80度00分29 990メートルの地点
- ③点は、⑥点から 350 度00分 165 552 メートルの地点
- ⑧点は、③点から 254 度03分 444 .025 メートルの地点
- ⑨点は、⑧点から 164 度03分35 .017メートルの地点

- ⑩点は、⑨点から 254 度03分94 .605メートルの地点
- ⑪点は、⑩点から 344 度03分35 .010メートルの地点
- ④点は、①点から 254 度03分 4 500 メートルの地点
- ⑤点は、④点から 164 度03分50 .010メートルの地点
- (3) 面積

27 226 .09平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 昭和61年3月28日 愛媛県指令60港第228号
- 4 しゅん功認可年月日 平成14年6月7日

#### ○愛媛県告示第1145号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成14年 6 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

;	道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地の員	延長	備	考
			9 4白	伊予三島市寒川町字原口2163番 5 から				ル~10.2	キロメートル 0 220			
;	県 道   上猿田三島約 	可称	同字2132番 1 地先まで		新	10 2	~ 20 .0	0 220				

#### ○愛媛県告示第1146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路σ	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	上犭	袁田三郎	島線	伊予三島市 同字2132番			から				平成14年6月7日

#### ○愛媛県告示第1147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の員	延長	備	考
県	県 道 落合久万線		上浮穴郡面河村笠方134番 3 から		旧	メートル 3.8~		キロメートル 0 331			
	坦	落合久万線		同村笠方163番 3 まで		新	98~	39 5	0 324		

#### ○愛媛県告示第1148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年6月7日

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	県 道 落合久万線		上浮穴郡面		34番3から					平成14年6月7日		

#### ○愛媛県告示第1149号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成14年 6 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
西局建(開)第7号 平成14年5月27日	西条市禎瑞字相生五番253番 1	周桑郡小松町大字妙口甲766番地 4 渡 部 チエ子
松局建(開)第5号 平成14年5月27日	温泉郡重信町大字横河原字前川1315番 1 及び1316番 7	松山市六軒家町 4 番地24号 東亜ホーム株式会社 代表取締役 梅 本 武 紀

#### ○愛媛県告示第1150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定 に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称 西条市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 東予広域都市計画道路事業3・5・34 西条駅前干拓地線
- 3 事業施行期間 平成14年6月7日から 平成21年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 愛媛県西条市喜多川字八丁及び港字新地地内
- (2) 使用の部分 なし

公 告

# ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

パーソナルコンピュータの購入

(2) 購入物品名及び数量 パーソナルコンピュータ (知事が指定するソフトウェアー式、搬入、据付け、配線、調整等一式を含む。) 200台

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) **納入期限** 平成14年10月1日
- (5) 納入場所 知事が指定する場所
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「文具・事務用機器類」又は「機械器具類」について平成14年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2233

(2) 入札書の受領期限

平成14年7月17日(水)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成14年7月17日(水)午後2時 愛媛県警察本部大会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した 入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づ いて定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって 有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Personal Computer ,200 sets
- (2) Time limit of tender: 2:00 p .m . ,17 July 2002
- (3) For further information ,please contact: Supplies Section , Finance Division , General Affairs Department ,Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan

TEL 089 934 0110 ext 2233

#### 雑 報

#### 〇公 告

# 宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成14年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成14年6月7日

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事長 河野 正三

1 試験の日時

平成14年10月20日(日)午後1時から午後3時までただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

- 4 受験申込書の配布
  - (1) 配布期間

平成14年7月8日(月)から同年8月2日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9 時30分から午後4時30分まで。

(2) 配布場所

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和 通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階)及び各支部(所 在については、本部に照会すること。)

なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書し、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

5 受験申込書の受付期間

平成14年7月29日(月)から同年8月2日(金)までの 期間で、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正 午から午後1時までは除く。

6 受験申込書の提出先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和通 六丁目5番地1愛媛不動産会館4階)に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出すること(平成14年7月8日(月)から同年8月2日(金)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。)。

7 受験手数料

7,000円

8 問い合わせ先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部 〒790 0807 松山市平和通六丁目 5 番地 1 愛媛不動産会館 2 階

TEL (089)943 2184

#### ○公示による通知

住所不明

(ただし、最後の本籍 愛媛県新居浜市泉川甲4474) 藤田 久子

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(

昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成14年6月25日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年6月7日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年5月15日付け14媛収第15号審理の開催について (審理開催の通知)

平成14年6月7日	要	 _ 鞍	第1362号